

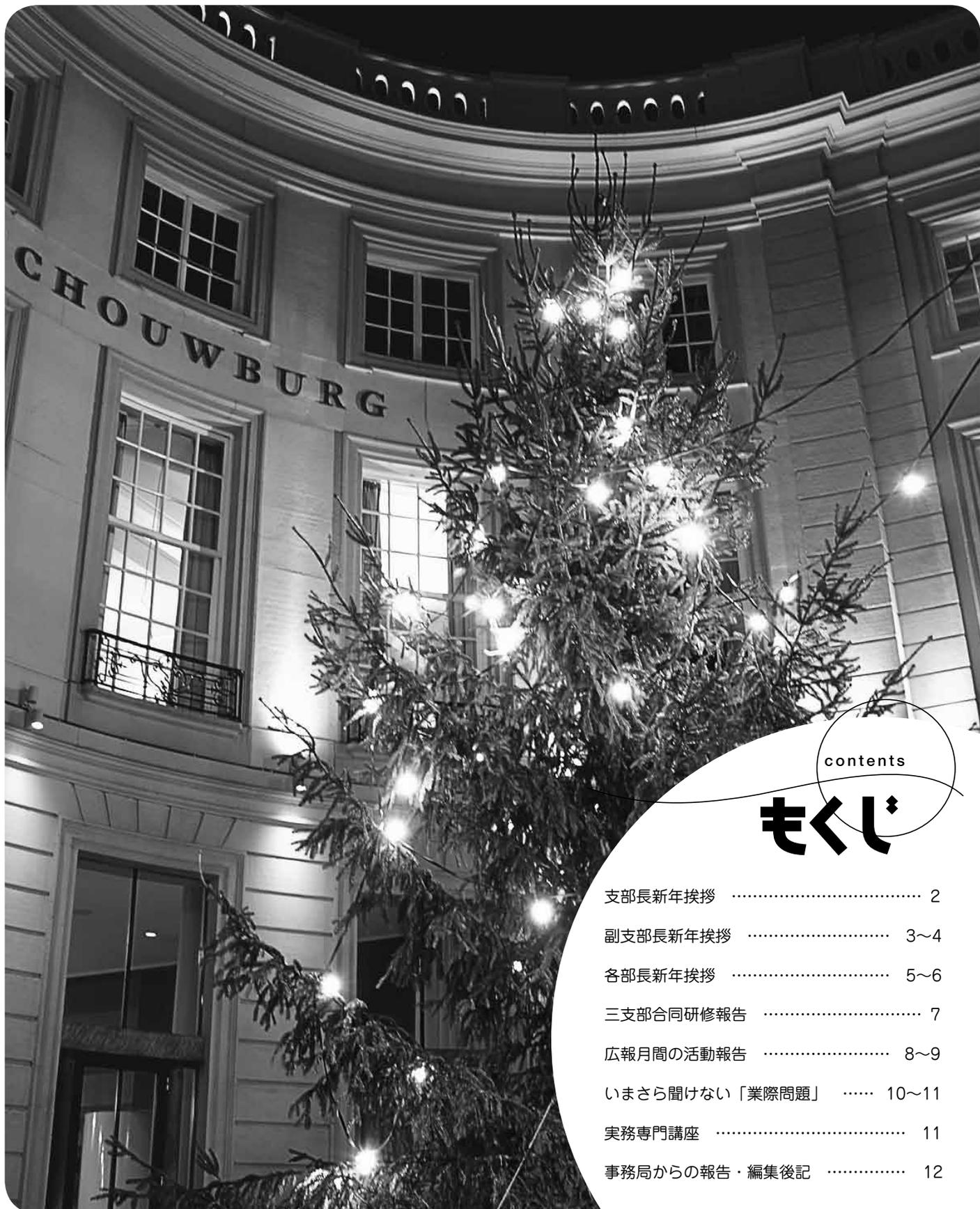
さっぽろ支部だより

2012年

北海道行政書士会札幌支部

第

127号



contents

もくじ

支部長新年挨拶	2
副支部長新年挨拶	3~4
各部長新年挨拶	5~6
三支部合同研修報告	7
広報月間の活動報告	8~9
いまさら聞けない「業際問題」	10~11
実務専門講座	11
事務局からの報告・編集後記	12

支部長新年挨拶



＝才、術より徳＝ 札幌支部長 宮元 仁

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、ロンドンオリンピックと暑く長い夏、寒い冬の総選挙が

印象的な一年間となりましたが、皆様におかれましては、健やかなひと時をお過ごしのことと存じます。

さて、先の総選挙の争点ともなっておりますデフレ脱却問題ですが、行政書士業界、特に札幌支部エリアにおきましても、バブル景気以降20年下降し続けた報酬額相場がここ2年で更に大きく下落した感は否めません。これは、当業界もデフレスパイラルの波に陥り、価格の維持目的に顧客へ別業務の付加価値を付与することが普及してしまっただけで、単純な業務処理のみの受注では、単価を下げなければ契約とならない状況に起因し、それが渦となり未だに単価のディスカウント化が継続しているのが実態です。

更には、申請書作成業務に簡易な業務を無料で行うことを条件として契約する、抱き合わせ契約も見受けられ、単価が極端なところでは5年前の2分の一となっている業務もあるようです。そしてその廉売をインターネット上で広告し、依頼者もそれを見て行政書士を判断する時代ですので、ネット広告間での報酬額のダンピング、無料での業務（付加価値）提供競争は激化の一途です。結果、時代の波とはいいつつも、これらの歯止めをかけなければ、これらの作用が行政書士制度の根幹を揺るがす可能性も十分有り得ましょう。

その歯止めはどのようにかけるべきか。しかし、これらには全く影響のない会員も多々活躍しております。その会員の皆様は、

他の会員にない「強み」を兼ね備えています。ですが新入会員の方々は、才能や技術は十分もちあわせていてもその所持は大変難儀な要素でしょう。しかし、ここで安請負しないために「強み」所持のため精進しながら「品位を持ち、徳を積む作業」が必要かと思われまます。それはささやかでも何かに貢献しながら自己の業務に反映させる純粋な心を持ち合わせ、その上で大きな成果を上げることが肝要と思われまます。

現在約790人の札幌支部会員が、それぞれの才能を発揮して、活躍中であります。商才のある方、行動力のある方、処理能力の高い方など様々ですが、その才能や技術に行政書士法で求められている、「品位保持」能力が加味されなければ、真の士業者による業務遂行とは言えません。更に、将来的にはそれ（品位欠損）が元凶となって制度が規制緩和の名のもとに崩壊させられる可能性もあります。昨今それはコンプライアンスという利害関係者からの受動的な文言で表現されておりますが、本来その古典で「徳」とよばれる良識へ、自発的に進み、行政書士制度自体を社会の中で別次元へ高揚させなければなりません。

その船頭として曳航する役目として、支部の執行部では、エリア（分区）ごとのエリア会員の広告活動、交流会、最先端の集合型業務研修を執り行っております。行政書士事務所のタイプは様々ですが、会員全体が適正な価格で正当な業務を遂行可能となるよう、微力で地味ではありますが、持てる才、術を駆使して、札幌支部へ徳を積んで参る所存であります。何卒執行部に対する叱咤、激励、本年も引き続き、お願い申し上げます。

副支部長新年挨拶 ①



明けましておめでとうございます 副支部長 荒木 徹

皆様、明けましておめでとうございます。

会員の皆様には日頃より支部運営につきましてご理解ご協力の程、誠に感謝申し上げます。

さて、昨年の新年の挨拶において「士業は特別な存在か」ということを皆様に投げかけさせていただきました。

今年皆さんにお伝えしたいことは、「視点」です。

視点とは、ものを見る時のポイントですよね。たとえば、あるものを買うときに何を基準に判断するでしょうか。デザイン、素材、機能、サービス、価格等、買うものによってその判断基準が変わるでしょうし、自分以外の他人だとその判断基準も違うものになるものと思います。私たち士業が買っていただくものは、作成する書類とそれに付随したサービス（乱暴な言い方ご容赦ください。）です。複数の行政書士が

同様のサービスを提供するとして顧客が自分を選択する判断基準はどこかということを考えてみてください。

また、人が提供するサービスは、購買する顧客と私たちが接したときの印象に左右されることも多分にあると思います。このようなポイントを踏まえいかに自分が買っていたかものを客観的に見て調整（修正）することができるかによって事務所の安定経営の一助になるものと思います。1年の計は元旦にありということで、この機会に皆さんの「視点」ということについてご考察されてはいかがでしょうか。

営業戦略における視点ということについては、今年どこかの機会に皆さんにお伝えできるものと思いますので、拙い話しではありますが、今年のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

「来年もまた皆さんが行政書士としてこの会報を御覧になっていることを願って」



新年挨拶

副支部長 松山 丈史

新年あけましておめでとうございます。副支部長の松山です。旧年中は、会務等への様々なご意見をいただき、感謝申し上げます。

早いもので、私も副支部長として3度目の新春ご挨拶をさせていただきます。部長時代から含めると8回目ということになるのでしょうか。

この間、行政書士制度の知名度アップ、にせ行政書士の排除を中心に活動をさせていただきましたが、私たちを取り巻く環境

も大きく変化し、監察広報活動もこれに合わせて少しずつ変わってきております。

例えば、私の開業した頃（12年も前ですが）は、道内でホームページを開業している行政書士も数名で、簡単なページでも自然とお客様からアプローチがありましたが、今ではしっかりと戦略を立てなければ、なかなか顧客は依頼してきません。

監察広報活動は、特に媒体に左右される分野ですので、時流に合わせた制度周知が必要となっております。

引き続き、本年も会員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

副支部長新年挨拶 ②



新年のご挨拶

副支部長 森越博嗣

皆様、明けましておめでとうございます。旧年中の支部活動へのご協力に感謝します。

さて、旧年も衆議院解散・総選挙を筆頭として、変化の多い年でした。

「変化への対応と基本の徹底」とは、前職の会社（7&I）のスローガンでした。例えば、国内市場での成功体験から脱却できずに、サムスンやLG等との対外競争に敗れたパナソニックやシャープの例は、私達の記憶に新しいところです。

35年前には運転免許試験場の近くで私達の諸先輩の姿を多くお見かけしましたが、今日それを主力業務とする方は少ないでしょう。

今や、相続遺言、会社設立等を初めとして、私達の業務の少なからぬ部分が他土業者等との競争下にあって、名刺や看板、ウェブサイト等にそれらを専門であると謳い、事務所で待っているだけでは、依頼者に来て頂ける時代ではなくなっているという気がします。

何をもって「基本」とするかは、それ自体が難しいところですが（私達が道外や国外にうって出ることは困難）、今までのやり方を継続・踏襲することだけでは、発展はないだろうと自戒を込めて、言えると考えます。

なお、平成23年中に、札幌支部に入会された方は41名で、死亡（4名）以外の理由で退会された方は27名でした（他単位会への登録者1名を含む）。



新年挨拶

副支部長 吉田充

札幌支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。

旧年中は、多くの会員の皆様のご協力により、特段の支障なく会務を執行できたことをこの場を借りまして深く感謝申し上げます。

1990年代初頭のバブル経済の崩壊以来“失われた〇年”という表現がマスコミや経済界でなされていますが、その〇の中に入る数字は、すでに“10年”を超え“20年”という数字ですら終わりを告げ、いまや“30年”という数字も現実味を帯び始めてきています。

しかし、そうした情勢の中ではあります

が、行政書士の世界では、法改正、制度改正、民事関連業務市場の拡大、従来型業務の顕在化、行政書士の特長を活かせる新分野の創出など少しずつ明るい兆しが見え始めているのではないかと感じられることが、最近多くなってきています。

札幌支部といたしましても、そうした動きに対応できるような研修制度の充実を図っていきたいと考えております。

最後になりますが、会員の皆様の今年一年の益々のご発展を祈念申し上げますとともに、札幌支部への倍旧のご指導をお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

各部長新年挨拶 ①



恭賀新年

総務部長 酒 勾 桂 子

新年おめでとうございます。
 今年もよろしくお願い申し上げます。

昨年9月の三支部合同研修会後の市内観光で、藻岩山山頂から札幌市内を一望しました。若い頃は「私の家はどこかしら？」それから四半世紀経過して「ずいぶん長く…に住んでしまったわ。この街で一生を終えこの街の土になるのね。」同じ街を眺めてもこれまで生きてきた経験やら何やらが影響して、ずいぶんと経年変化したものです。

さて、無料相談会がいろいろな形態で開催されています。札幌支部無料相談会、北海道行政評価局合同相談会、24時間TV参加ブース内の無料相談会、女性のための女性行政書士による無料相談会等、ご多用中、相談担当者をお願いした会員の皆様には、深く感謝いたしております。

最近増加傾向にある家事相談・離婚相談のような答えを出すプロセスが決まっていない相談案件に対して、相談者に解決の糸口を提案するとき、自分の経験に左右されがちです。相談対応にも創造力が必要で、自分ひとりの知識は限られています。友達、先輩、社会からと、すべての人間環境が先生になります。今年はちょっと創造力を鍛えてみましょうか！

さて、無料相談会がいろいろな形態で開催されています。札幌支部無料相談会、北



上半期財務状況のご報告

財務部長 三 浦 勝 也

新年明けましておめでとうございます。

財務部の業務報告及び予算執行状況のご報告を申し上げます。まず、中間監査に関しましては経理事務処理及び予算執行とも特段ご指摘を受けた項目はありませんでした。

次に予算執行状況でございますが、収入項目のひとつであります収入証紙売捌手数料収入に関しましては、会員皆様方による支部事務局及び各収入証紙売捌出張所での購入のご協力により、本年度予算を達成できる見込みであります。支部事務局及び各収入証紙売捌出張所での証紙購入を今後ともよろしくお願い申し上げます。

研修会資料代等収入に関しましては、研修事業が下半期に開催が集中していることもあり、下半期において本年度予算が達成される見込みであります。

支出項目に関しましては、当初の事業計画の内容で実行されており本年度予算の範囲内で概ね執行されております。

財務部といたしましては、支部財政運営を行うにあたって効率的な事業運営に努め健全な支部財政の執行に取り組んでまいります。

財務部といたしましては、支部財政運営を行うにあたって効率的な事業運営に努め健全な支部財政の執行に取り組んでまいります。



各部長新年挨拶 ②



新年のご挨拶

監察広報部長 長谷川 征 輝

支部会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。昨年の支部活動へのご理解、ご協力感謝申し上げます。

さて、監察広報部は昨年「強い監察活動」を軸に活動致しました。例年行っている、広報月間において、訪問先である各市役所等の関係各所に非行政書士排除、すなわち法律で定めがある場合を除き行政書士（行政書士法人含む）でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類の作成を業務として行わないよう注意喚起のプレート設置のお願い、また支部会員への監察案件の情報提供の呼びかけ（メールで

4件の情報提供がありました。）、支部オリジナルの非行政書士排除ポスター制作及び関係各所へ掲示のお願い等を行いました。本年も引き続き「強い監察活動」を行って行きたいと考えています。

支部開催の一般市民向けのセミナーは、昨年9月に札幌東老人福祉センターで遺言・相続セミナーを開催し、本年は2月22日の行政書士記念日に、行政書士登録0名の新篠津村にて、行政書士制度の広報を含めた遺言・相続セミナーの開催を考えております。

本年も広報・監察のさらなる効果ある活動に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い致します。



新年挨拶

業務企画部長 築 田 直 哉

札幌支部会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。現在の執行部体制になり、早いもので1年半が経ちました。昨年の今頃はわからないことが多くあり右往左往していましたが、1年経ち以前よりは周りを見回し状況を確認して冷静に支部会務を執行することができるようになりました。今年度もあと三か月あまりとなりましたが、この時期一般研修、実務専門講座が多く行われます。改めて気を引き締めて支

部会務を全うできるよう頑張っていきたいと思っております。

業務企画部から今年度の中間報告並びに今後の研修予定についてお知らせさせていただきます。昨年は一般研修3回、実務専門講座2講座6回実施致しました。今年の一般研修は2月と3月、実務専門講座は1月に相続・遺言講座、2月に4大許認可コンプリート講座の研修を予定しております。どの研修も充実した内容になっておりますので、たくさんの方の受講を期待しております。

三支部合同研修会報告

9月29日（土）午後1時30分より札幌市資料館において札幌・旭川・小樽三支部による合同研修会が開催されました。

札幌大谷大学社会学部学部長・社団法人北海道地域総合研究所理事長である平岡祥孝農学博士による「地域はどのような人を求めているのか—『地域人』育成の現状と課題—」という主題の講演で学ぶことができました。研修のあとは藻岩山に移動し、涼しい札幌の秋を満喫。その後、場所をジ

ヤスマックプラザホテルに移し、三支部の参加者による懇親会で親交を深めることができました。



平岡祥孝農学博士による講演



これから藻岩山に向かいます！



ロープウェイに。このあとすし詰め状態に。



展望台でちょっと喉を潤す



懇親会で和気あいあいと

広報月間の活動報告【市長・議会訪問】

札幌市副市長、札幌市議会議長へ表敬訪問

今年度の広報月間においても、札幌支部として、札幌市副市長、札幌市議会議長を訪問いたしました。

宮元仁支部長、森越博嗣副支部長、長谷川征輝監察広報部長、原田和子広報担当理事は、11月2日生島典明副市長を訪ね、本会会員でもある木村彰男札幌市議会議員の同席のもと、行政書士業務全般と監察活動について説明し、北海道成年後見支援センターの取り組みについても紹介しました。札幌市は高齢の単身世帯が増加しているとのことで、副市長は成年後見について大変に興味を示されました。また、昨年12月に国から唯一の地域として指定された「札幌コンテンツ特区」での行政書士の

活用等についても意見交換を行いました。

その後、三上洋右札幌市議会議長を訪ねて会談し、高齢化で関心の高まっている成年後見制度と行政書士の活用について説明し意見交換を行いました。また、成年後見制度から遺言へ話が広がり、行政書士の業務について説明を行うとともに、今後の取り組みについてもご理解とご協力をお願いしました。

いずれも終始和やかな雰囲気で行われ、熱心に話を聞いて下さり、大変に有意義な訪問となりました。



生島典明札幌市副市長（中央）



三上洋右札幌市議会議長（中央）

広報月間の活動報告【白石区・北広島市】

今年度の広報月間では、白石区町内連合会連絡協議会会長でもある板垣俊夫会員と宮元仁支部長、橋本奈津子理事が札幌市白石区役所を訪問しました。

10月26日に堀口洋一白石区長と宮本篤郎地域振興課長を訪ねた板垣会員と宮元支部長と橋本理事は、行政書士制度等について説明しました。また、町内会の地域における役

割や、築38年を迎えた白石区役所の移転計画など、幅広い意見交換を行うことが出来ました。広報のためのチラシやポスターの設置も快諾頂き、大変有意義な訪問となりました。



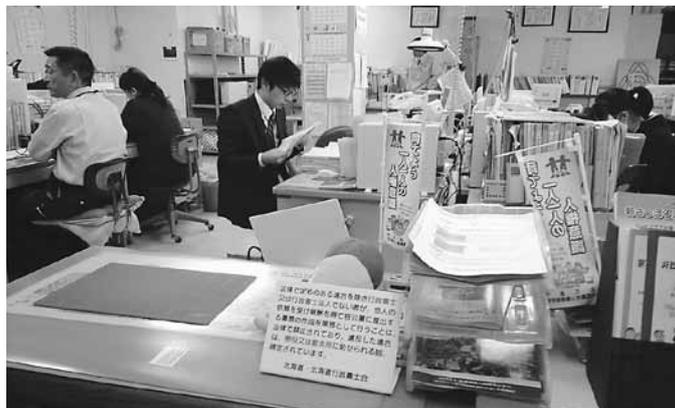
左から宮本課長、堀口区長、板垣会員、宮元支部長、橋本理事

今年度は広報月間に伴い、監察活動の強化として、非行政書士排除のプレートを製作いたしました。これを受けて浦野郁美理事が北広島市役所を訪問しました。

浦野理事は10月22日に上野正三北広島市長を訪問し、行政書士業務や監察活動について説明し、非行政書士排除のプレートの設置をお願いしたところ、市長はこれを快諾して下さいました。また、成年後見制度と行政書士の役割についても説明を行い

ました。非行政書士排除のプレートは、市役所の見やすい場所に設置して頂きました。

札幌支部としては、こうした取り組みにより、今後も監察広報活動を積極的に進めて参ります。



窓口に設置された非行政書士排除のプレート



いまさら
聞けない

「業際問題」



私たち行政書士が取り扱うことができる業務は非常に広範囲にわたります。その広さから知らずに他土業独占の業務を行うことの無いよう、業際問題について再確認する特集が前号より始まりました。

第二回目となる今号では、「**税理士業務**」に関する分野について触れてみたいと思います。



先ず、税理士の業務は次の通り定められています。

税理士法 [注：抜粋]

第二条（税理士の業務）税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税、法定外目的税その他の政令で定めるものを除く。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- (1) **税務代理**（税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することをいう。）
- (2) **税務書類の作成**（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
- (3) **税務相談**（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

上記のとおり、租税に関して①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談の三つが税理士業務とされています。次にこれらの内容を見ていきます。

- ① **税務代理**…税理士が税務代理をする場合、税務官公署に書面を提出して権限を明示することとなっております。こちらについては私たち行政書士が特に間違えることは無いと思います。
- ② **税務書類の作成**…原則として、**税理士業務**ですが、例外として行政書士が作成できる税務書類については、税理士法で次のように定められています。

第五十一条の二（行政書士等が行う税務書類の作成）

行政書士又は行政書士法人は、それぞれ行政書士又は行政書士法人の名称を用いて、他人の求めに応じ、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税その他法令で定める租税に関し税務書類の作成を業として行うことができる。

このように行政書士は法律・政令等で定められた租税について、税務書類の作成をすることができます。また、法令解釈通達によりますと、「作成する」とは、自己の判断に基づいて作成

することをいい、単なる代書は含まれないものとされています。

③**税務相談**…「相談に応ずる」とは、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとされています。ただし、一般的な租税法の解説や、講習会において仮設例に基づいて税額の計算練習をする行為などは、税務相談にならないとのこと。

最後に、税理士法には次のように定められています。

第五十二条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

この条文では、有償無償にかかわらず、かつ、業として行っているかどうか・回数にもかかわらず、税理士又は税理士法人でない者が税理士業務を行うことを禁ずるものであります。弁護士法では「報酬を得る目的で…」等とありますが、それに比べると税理士法では格段に強く禁じられていると言えそうです。

もし業務上、顧客（他人）より行政書士が扱えない租税についてお問い合わせ等（求め）があった場合には、税理士にお任せするか、税務署等にあるパンフレットを活用することをおすすめします。

実務専門講座

行政書士プログレス講座【土業のマーケティング①・②】

平成24年11月29日（木）と12月5日（水）の2日間に渡り、北海道行政書士会館研修室において土業のマーケティングをテーマにした行政書士プログレス講座が開催され

ました。講師は税理士法人中野会計事務所の中野幸一代表に務めて頂き、2日間で延べ44名が受講いたしました。

受講者の声

札幌支部 加藤るり子

●土業マーケティング講座に参加して

私はちょうど1年前の試験に合格致しました。合格の喜びも束の間、さてこの先どうすれば良いのだろうか？と先が見えなく不安の日々を過ごしておりました。

そんな私が実務専門講座の中で真っ先に申し込みを決めたのが、中野会計事務所代表中野幸一先生による「土業のマーケティング」です。

この講座では、仕事を獲得するまでの段階とその実践方法について、様々な手法を教えてくださいました。まさに今私が求めていた内容です。まさに、実務専門講座の初めにふさわしい素晴らしい講座でした。

余すことなく手法をご教示していただいた中野先生に心より感謝申し上げます。

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H24. 9. 1	5269	高田 稔 広	東・豊平区3
2.H24. 9. 1	5273	森本 賢 一	中・西区1
3.H24. 9. 1	5274	成田 幹	中・中央区4
4.H24. 9. 1	5276	上杉 俊 文	北・北区2
5.H24.10. 2	5277	小林 崇	北・東区3
6.H24.10. 2	5278	荻原文 子	南・恵庭区
7.H24.10. 2	5279	枝村 縁	北・北区3
8.H24.10. 2	5281	田村 愛 美	北・北区1
9.H24.11. 1	5282	有森 昭 二	東・豊平区3
10.H24.11. 1	5283	植田 元	北・手稲区
11.H24.11. 1	5284	八森 恵 一	北・北区1
12.H24.11. 1	5285	残間 渉	中・西区1

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H24. 8. 9	4752	田中 福 治	中・中央区2
2.H24. 9. 3	4643	増山 政 道	中・中央区5
3.H24. 9.30	1087	高岡 進	東・豊平区3
4.H24. 9.30	4663	神山 麻由美	南・江別区
5.H24.10. 1	1780	豊田 吉 彦	北・北区3
6.H24.10. 9	4707	土橋 達	中・中央区5
7.H24.10.31	2352	村上 正 幸	東・豊平区1
8.H24.10.31	5163	工藤 建 一	南・厚別区



編 集 後 記

昔、秋田県に住んでいたことがある。桜で有名なその町は城下町で、自宅から車で15分ほどの隣町には地元で有名な酒蔵があった。全国ブランドではないが歴史があるその酒の、ワインのような柔らかな味わいと芳醇な香りに驚いた。その酒蔵、なんでも元禄二年に酒を造り始めたらしい。300年以上の歴史だ。

聞いた話では、何度となく「全国展開してはどうだろう」と持ちかけられたらしい。しかし、「味を均一に保てない」と断ってきたとのこと。僕がその話を聞いてからすでに20年以上が経つが、今もなおそこでしか酒を造っていない（と思う）。その稀少さもまたファンにとっては嬉しいに違いない。

稀少さは確かにモノの価値を上げる。それは、「数量限定」とか「期間限定販売」に人気が集まることからもうかがえる。とりわけ昨今の「復刻版」の人気には目を見張るものがある。もしよかったらGoogleで「復刻版」と検索してみてください。おそらく40代以上の方であれば、その検索結果を見て、「へえ〜」という声を漏らすのではないだろうか（漏らすのは声だけにさせていただきたい）。

新しいモノや機能が次々と出て、所有者の欲求や願望を満たしてくれるいっぽうで、昔楽しんでたお菓子やマンガ、映画、音楽、スポーツ、あらゆるジャンルの様々なものが「復刻」され、便利とか快適などとは別の次元で、我々の所有欲を満たしてくれる。

不景気だとか言われてかなり経つが、そういう郷愁が込み上げてくるようなモノは最新式の便利なツールなんかより遙かに気持ちが高揚される、と感じるのは僕だけではないはずだ。

話を戻そう。大切なのは、次の点ではないだろうか。まず、そういった「傾向」とか「時流」を我々の業務に生かす方法はないだろうかと考える。次に、何か新たな時流を作ることにはできないだろうかと模索してみる。

ほとんどの民間企業は生き残りのために知恵を絞っている。我々行政書士とてかわりはない。今の時代、知識を知恵として働かせ、新しいものを生み出してやるというくらいの気概がなければ今後30年はおろか3年も生き残ることはできないだろう。長くなりましたが、2013年が会員の皆さんにとってさらなる飛躍の年になりますように。（支部だより編集長 工藤）

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第127号 2012年12月26日発行

発行人 宮元 仁 編集人 長谷川征輝
 発行所 北海道行政書士会札幌支部
 札幌市中央区北1条西8丁目
 丸二羽柴ビル4F
 TEL (011) 271-0773
 FAX (011) 271-6126
 gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリー
 北広島市西の里507番地の1
 TEL (011) 375-2116
 E-mail:rihabiri@selp.net
 頒 価 500円 (送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>
 ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>